

平成30年7月2日

各位

日本フォーム印刷工業連合会  
環境委員会委員長 朝日健之

### 事業活動における環境関連法令順守の自己チェックについて

拝啓 貴社におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、日本フォーム印刷工業連合会の活動にご理解をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、当環境委員会では昨年度に実施しました環境アンケート調査の結果を受けまして、今回新たに「環境関連法令順守状況の自己チェックシート」を作成いたしました。

これは、先のアンケートにご回答いただきました各社様の事業活動において順守しなければならない法令等の特定ができていなかったり、順守状況においても課題を残す結果となっていることから、主な環境関連法令からフォーム印刷に関する項目を抜粋し、自分たちで確認できるような自己チェックシートの形にしたものです。

法令違反は、その内容により罰則や業務停止に至ることもあり、知らなかったでは許されません。本シートをご活用いただき、現在の自社における法令順守状況をご確認いただくと共に、今後の安定経営に向けた一助としていただければ幸いです。

また、日本印刷産業連合会では、「印刷産業と環境 印刷産業における環境関連法規集（2017年版）」を発刊しております。

内容としては、印刷産業に絞り業務上必要となる法規を使いやすい形でまとめたものです。索引も大変簡単で初心者から専任の方まで幅広くご使用いただけるものとなっています。

是非、本シートと併せてお使いいただくことをお勧めいたします。

敬具

## 環境関連法令順守状況の自己チェックシート

承認	審査	作成
/ /	/ /	/ /

【目次】

1. 廃棄物処理について . . . . . 2

    基本事項

    廃棄物管理（票）：紙マニフェスト・電子マニフェスト

    廃棄物の保管

    特別管理産業廃棄物

    委託先の管理

    水銀を含む産業廃棄物

        1－1. 廃棄物・有価物の委託先との契約状況 . . . . . 4

        1－2. 契約書の必要項目 . . . . . 5

2. 化学物質等の危険性又は有害性の調査（リスクアセスメント） . . . 6

    リスクアセスメントとSDS

    有機溶剤（含有物を含む）の取り扱い

    特定化学物質・特別管理物質（含有物を含む）の取り扱い

【用語・参考情報】 . . . . . 8

    化学物質   リスクアセスメント   SDS   特定化学物質   特別管理物質

    ダイオキシン類対策特別措置法   特定施設   特殊健康診断   廃棄物

    産業廃棄物   特別管理産業廃棄物   マニフェスト伝票   電子マニフェスト

    専ら物

【改訂履歴】

2018-07-02 新規作成

## 【1. 廃棄物処理について】

項番	確認項目	確認結果
<b>■基本事項</b>		
1	1年間の自事業所から排出される産業廃棄物の総量を把握していますか。	良・否
2	自事業所の産業廃棄物のうち、再生されている排出物と排出量を把握していますか。	良・否
3	自事業所の産業廃棄物のうち、有価で取引されている排出物と排出量を把握していますか。	良・否
4	ゴミや産業廃棄物の排出・最終処理に関するフローを作成していますか。 ※排出物別に委託業者（収集・運搬・積替え・処分）及び委託周期等を可視化。	良・否
5	再生を目的として取引されている排出物のうち有価売却されていない物は産業廃棄物として処理していますか。	良・否
<b>■廃棄物管理（票）：紙マニフェスト・電子マニフェスト</b>		
1	産業廃棄物の排出時には、廃棄物の種類ごと・運搬先ごとにマニフェストを交付（電子マニフェストの場合は登録）していますか。	良・否
2	電子マニフェストを使用している場合、産業廃棄物の引渡しから3日以内に登録を完了していますか。	良・否
3	マニフェスト伝票の場合、必要な項目を記入していますか。 電子マニフェストの場合、必要な項目を入力していますか。 ※マニフェストには次の項目が必要。 ・マニフェストの交付年月日・交付番号      ・氏名又は名称および住所 ・産業廃棄物を排出した事業場の名称および所在地 ・管理票の交付を担当した者の氏名      ・運搬又は処分を受託した者の住所 ・運搬先の事業場の名称および所在地      ・積替え又は保管がある場合は積替え又は保管場所の所在地 ・産業廃棄物の荷姿      ・最終処分を行う場所の所在地 ・運搬受託者・中間処理業者・中間処理業者	良・否
4	紙マニフェストは5年間保管されていますか。 A票は交付から5年間、それ以外は送付を受けた日から5年間。	良・否
5	紙マニフェストは、必要なパーツ（A、B2、D、E）が全て揃っていますか。	良・否
6	紙マニフェストの各パーツを法令で定めた期間内に回収していますか。 ※B2票：運搬終了後10日以内、D票：マニフェスト交付後、産業廃棄物は90日以内、特別管理産業廃棄物は60日以内、E票：マニフェスト交付後180日以内にそれぞれ受領しなければならない。 ※電子マニフェストでは特に管理は不要。	良・否
7	毎年、都道府県知事に紙マニフェストの交付状況を届出していますか。 ※毎年6/30までに、前年の4/1～本年の3/31までの発行状況の届出が必要。	良・否
8	マニフェストの記載不備や記載項目の不足、定められた期間内の送付（返却）漏れ等の不備はありませんでしたか。不備があった時は、都道府県に届け出ましたか。	良・否
<b>■廃棄物の保管</b>		
1	産業廃棄物の保管場所には縦・横ともに60cm以上の掲示板が掲示され、周囲に囲いがありますか。	良・否
2	ゴミや廃棄物は種類が明記され、分別されていますか。 ※例：燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・コンクリートくず及び陶器くず・鉋さい・がれき類・ばいじん・紙くず・木くず 等	良・否

3	保管場所の掲示板には必要な項目が記載されていますか。	良・否
	<p>※掲示が必要な項目。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物の保管場所である旨</li> <li>・保管する産業廃棄物の種類</li> <li>・管理者の氏名又は名称、連絡先</li> <li>・容器を使用せずに屋外で産業廃棄物を保管する場合は最大の保管の高さ</li> <li>・水銀を含む産業廃棄物</li> </ul>	
4	屋外での保管に際し、高さ・斜面制限を守っていますか。	良・否
5	汚水が生じる恐れがある場合、公共水域や地下水を汚染しないような措置は取られていますか。又、産業廃棄物が飛散・流出・地下浸透・悪臭発散しないような措置は取られていますか。	良・否
6	廃酸・廃アルカリは密封する等の腐食防止の措置が取られていますか。	良・否
7	廃油・PCB 汚染物（処理物）は密封し揮発防止及び高温防止の措置が取られていますか。	良・否
8	PCB 汚染物（処理物）・その他腐敗の可能性がある特別管理産業廃棄物は腐食防止の措置が取られていますか。	良・否
9	廃石綿等は梱包等の飛散防止の措置が取られていますか。	良・否
10	保管場所に害虫等（鼠・蠅・蚊）が発生していませんか。	良・否
<b>■特別管理産業廃棄物</b>		
1	自事業所から排出されている特別管理産業廃棄物の種類と年間の排出量を把握していますか。	良・否
	※製版・印刷では廃酸・廃アルカリ・廃油等が発生する場合がある。	
2	特別管理産業廃棄物管理責任者を指名していますか。	良・否
3	特別管理産業廃棄物の保管では、他の物と混在しないような措置が取られていますか。	良・否
4	特別管理産業廃棄物の処理を委託する時、その種類・数量・性状・荷姿・取り扱い時の注意を文書で通知していますか。	良・否
5	排出・処理の委託に関する帳簿を作成し1年毎に閉鎖し、5年間保管していますか。	良・否
<b>■委託先の管理</b>		
1	ゴミや廃棄物の排出・運搬・乗せ替え・最終処理を委託している全ての業者と契約を締結していますか。契約書には必要な事項が記載されていますか。	良・否
	※委託先毎に契約有無を【付表 1-1. 廃棄物・有価物の委託先との契約状況】により、必要事項の有無を【付表 1-2. 契約書の必要事項】により確認。	
2	有価で排出している物の見積書を入手していますか。	良・否
3	契約書、見積書、認可証、等の有効期間の期限は切れていませんか。	良・否
4	処理委託業者が委託した業務を適切に行っていることを現地での確認を含めて確認していますか。	良・否
5	委託契約書は契約終了日から5年間保管していますか。	良・否
6	委託先が他の業者に再委託していないことを確認していますか。やむを得ず再委託する場合、書面による承諾を行っていますか。	良・否
7	専ら物の再生に関し指定業者と契約する場合、契約書とともに指定業者であることの証明書類を入手し、保管していますか。	良・否
<b>■水銀を含む産業廃棄物</b>		
1	水銀を含む産業廃棄物（蛍光灯等）は、他の産業廃棄物と分別されていますか。	良・否
2	水銀を含む産業廃棄物が保管中に破損した場合でも他の産業廃棄物と混在することがないように配慮されていますか。	良・否
3	水銀を含む産業廃棄物はマニフェストにその旨を明記していますか。	良・否

【付表 1-1. 廃棄物・有価物の委託先との契約状況】

実際の契約書の内容と照らし合わせてみてください。

	委託先名	不足項目	区分	処理品目	契約日 許可期間	確認結果
1		有・無	収集・運搬 積替え・処分		/ /	良・否
					/ /	
2		有・無	収集・運搬 積替え・処分		/ /	良・否
					/ /	
3		有・無	収集・運搬 積替え・処分		/ /	良・否
					/ /	
4		有・無	収集・運搬 積替え・処分		/ /	良・否
					/ /	
5		有・無	収集・運搬 積替え・処分		/ /	良・否
					/ /	
6		有・無	収集・運搬 積替え・処分		/ /	良・否
					/ /	
7		有・無	収集・運搬 積替え・処分		/ /	良・否
					/ /	
8		有・無	収集・運搬 積替え・処分		/ /	良・否
					/ /	
9		有・無	収集・運搬 積替え・処分		/ /	良・否
					/ /	
10		有・無	収集・運搬 積替え・処分		/ /	良・否
					/ /	
11		有・無	収集・運搬 積替え・処分		/ /	良・否
					/ /	
12		有・無	収集・運搬 積替え・処分		/ /	良・否
					/ /	
13		有・無	収集・運搬 積替え・処分		/ /	良・否
					/ /	
14		有・無	収集・運搬 積替え・処分		/ /	良・否
					/ /	
15		有・無	収集・運搬 積替え・処分		/ /	良・否
					/ /	
16		有・無	収集・運搬 積替え・処分		/ /	良・否
					/ /	
17		有・無	収集・運搬 積替え・処分		/ /	良・否
					/ /	
18		有・無	収集・運搬 積替え・処分		/ /	良・否
					/ /	
19		有・無	収集・運搬 積替え・処分		/ /	良・否
					/ /	
20		有・無	収集・運搬 積替え・処分		/ /	良・否
					/ /	

## 【付表 1-2. 契約書の必要項目】

	項目	収集 運搬	処分
1	委託契約の有効期間	要	要
2	委託者が受託者に支払う料金	要	要
3	産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の事業の許可範囲	要	要
4	委託する産業廃棄物の種類・数量	要	要
5	運搬の最終目的地の所在地	要	—
6	処分又は再生の場所の所在地・方法・施設の処理能力	—	要
7	最終処分を委託する場合は、最終処分の場所の所在地・最終処分の方法・施設の処理能力	—	要
8	積替え又は保管を行う場所の所在地・保管できる産業廃棄物の種類・積替えのための保管上限 ※積替え又は保管がある場合のみ必要。	要	—
9	産業廃棄物が安定型産業廃棄物の時は、他の廃棄物と混合することの許可等 ※積替え又は保管がある場合のみ必要。	要	—
10	産業廃棄物の性状・荷姿に関する事項	要	要
11	通常の保管状態での腐敗・爆発等、産業廃棄物の性状の変化に関する事項	要	要
12	他の廃棄物との混合等により生じる支障に関する事項	要	要
13	廃棄物が JISC0950 に基づくマーク表示が付されたものである場合は、含有マークに関する事項（マーク表示に関しては資源有効利用促進法を参照）	要	要
14	委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る適正処理のために必要な事項に関する変更があった場合の情報伝達方法に関する事項	要	要
15	受託業務終了時の受託者の委託先への報告に関する事項	要	要
16	委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取り扱いに関する事項	要	要

## 確認時の注意

- 許可期間が既に終了していませんか。
- 収集場所、積替え場所、処分する場所に合致した都道府県の許可を得ていますか。
- 契約書に記載されていない区分の廃棄物の処理を依頼していませんか。

## 【2. 化学物質等の危険性又は有害性の調査（リスクアセスメント）】

項番	確認項目	確認結果
<b>■リスクアセスメントと SDS</b>		
1	自事業所で使用する化学物質のうち、リスクアセスメントの対象となる化学物質を把握していますか。 ※対象物質は673種、関連団体のホームページ等でも確認が可能。	良・否
2	化学物質の取り扱い量（排出量・移動量等）を届け出ていますか。	良・否
3	リスクアセスメントの対象となる化学物質の SDS を入手していますか。	良・否
4	入手した SDS は、実際に化学物質の取り扱い者が必要な時に閲覧できるように保管されていますか。	良・否
5	保管されている SDS は最新の物ですか。	良・否
<b>■有機溶剤（含有物を含む）の取り扱い</b>		
1	自事業所で使用する有機溶剤、有機溶剤業務の内容、屋内作業場の所在を把握していますか。	良・否
2	使用する有機溶剤の分類を把握していますか。 ※毒性により第1種から第3種に分類される。	良・否
3	局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設置していますか。 ※第1～2種を取り扱う場合必須で、次の事項に注意。 ・フードや排風機の位置は適当ですか。 ・排気口の位置・能力は適当ですか。（管理濃度の1/2以上の廃棄は、屋根1.5m以上） ・局所排気装置の制御風速は確保されていますか。	良・否
4	局所排気装置の設置の免除を受ける場合、労働基準監督署に届出ていますか。 ※次の場合に設置免除の届け出が可能。 ・発散防止抑制措置の性能要件化（作業場の有機溶剤濃度が第一管理区分相当） ・臨時に行う業務 ・発散面が広く設置困難（壁・床・天井について行う業務） ・短時間業務（但し、繰り返し作業は除く） ・発散面が広く設置困難	良・否
5	有機溶剤作業主任者を選任し、周知していますか。 ※有機溶剤作業主任者技能講習修了者より選出。	良・否
6	有機溶剤による中毒が発生した場合のフローを作成していますか。	良・否
7	有機溶剤の取り扱い上の注意事項を掲示等で周知していますか。	良・否
8	局所排気装置は毎月の点検と年1回の定期自主検査を行い、記録を3年間保管していますか。	良・否
9	局所排気装置の設置・移転・変更を行なう場合、労働基準監督署に届出ていますか。	良・否
10	作業鑑定測定士による6ヶ月毎の環境測定を実施していますか。 ※第1・2種を取り扱う場合、及び第3種をタンク内部で取り扱う場合	良・否
11	作業環境評価基準に従い評価を行い、記録を3年間保管していますか。	良・否
12	有機溶剤区分による表示を行っていますか。	良・否
13	新しい溶剤等を使用する場合のフローは明確になっていますか。 ※新しい溶剤等を使用する場合、SDSの入手が必要。	良・否
14	有機溶剤業務時に必要な項目が確認できるよう掲示されていますか。 ※掲示に必要な項目。 ・作業主任者の氏名・職務の掲示 ・有機溶剤が人体に及ぼす作用 ・取り扱う有機溶剤等の区分（第1種＝赤、第2種＝黄、第3種＝青）	良・否

15	6ヶ月毎の定期的な特殊健康診断を実施していますか。	良・否
16	特殊健康診断の結果は本人に通知し、労働基準監督署に提出していますか。又、記録を5年間保管していますか。	良・否
17	ゴミや産業廃棄物は種類毎に明記されていますか。	良・否
18	業務従事者に4.5時間以上の労働衛生教育を行っていますか。	良・否
19	業務従事者を毎月記録し、30年間保管していますか。	良・否
■特定化学物質・特別管理物質（含有物を含む）の取り扱い		
1	自事業所で使用する特定化学物質を把握していますか。	良・否
2	化学物質の取り扱い量（排出量・移動量等）を届け出ていますか。	良・否
3	局所排気装置を設置していますか。	良・否
4	排ガス処理装置・廃液処理装置・除じん装置を設置していますか。	良・否
5	特定化学物質が付着したぼろ・紙屑等は適切に処理していますか。	良・否
6	腐食防止措置・接合部の漏洩防止措置は実施されていますか。	良・否
7	バルブ等の開閉方向・色分け・形状区分を表示していますか。	良・否
8	計測装置を設置していますか。	良・否
9	警報設備・緊急遮断装置等を設置していますか。	良・否
10	作業規程を作成し、遵守していますか。	良・否
11	作業主任者を選任していますか。 ※講習修了者から選出。	良・否
12	局所排気装置等の年1回の自主検査を実施し、検査結果を3年間保管していますか。	良・否
13	作業環境測定士による作業環境測定基準に基づく評価を行い、評価結果を3年間保管していますか。特別管理物質の場合は30年間保管していますか。 ※第1管理区分（作業環境管理が適切）、第2管理区分（作業環境管理に改善の余地有り）、第3管理区分（作業環境管理が不適切）。第3管理区分では直ちに環境改善の処理の実施が必要。	良・否
14	6ヶ月毎の定期的な特殊健康診断を実施していますか。	良・否
15	特殊健康診断の結果は本人に通知し、記録を5年間（特別管理物質の場合は30年間）保管していますか。	良・否
16	特定化学物質による汚染・ばく露が発生したことはありますか。その時、緊急健康診断を行いましたか。	良・否
17	自事業所はPRTR制度の対象ですか。 ※次の条件が対象となる。 ・常用雇用者数が21人以上 ・第1種指定化学物質の年間取り扱い量が1t以上（特定第1種指定化学物質の場合は0.5t）、又はダイオキシン類対策特別措置法に規程する特別施設を設置している	良・否

## 【用語・参考情報】

化学物質	
リスクアセスメント（手順）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場におけるリスク（危険性）を事前に抽出し、それを評価し、除去・低減するために行う。</li> <li>・化学物質等による危険性・有毒性を特定→リスクを見積る→リスクの除去・低減措置の検討→リスク除去・低減措置の実施→リスクアセスメント結果の労働者への周知</li> </ul>
PRTR（Pollutant Release and Transfer Register：化学物質排出移動量届出制度）制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PRTR制度とは、人の健康や生態系に有害な（おそれのある）化学物質が事業所から外部（大気、水、土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所の外へ移動する量を事業者が自ら把握し、国に届け出る義務を負い、国は届け出られたデータや推計に基づき、排出量や移動量を集計・公表する制度で、2001年4月から実地されている。</li> <li>・第1種指定化学物質には462物質が定められており、特に発がん性のある15物質が特定第1種化学物質に定められている。また、第2種指定化学物質としては100物質が定められている。</li> </ul>
SDS（Safety Data Sheet）：安全データシート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化学物質および化学物質を含む混合物を譲渡または提供する際に、その化学物質の物理化学的性質・危険性・有害性及び取り扱いに関する情報を化学物質等を相手方に提供する文書。</li> <li>・SDSに記載する情報には、化学製品中に含まれる化学物質の名称・物理的及び化学的性質の他、応急措置・火災時の措置・漏出時の措置・取り扱い及び保管上の注意・ばく露防止及び保護措置・危険性、有害性、ばく露した際の応急措置、安定性及び反応性・有害性情報・環境影響情報・廃棄上の注意・輸送上の注意・適用法令等が記載される。</li> </ul>
特定化学物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全衛生法のもと、労働者が化学物質による健康障害を受けることを予防する目的で特定化学物質障害予防規則（特化則）が制定され様々な規制が行われている。特定化学物質はこの健康障害を発生させる（可能性が高い）物質として定められたもので、大別すると微量の曝露でがん等の慢性・遅発性障害を引き起こす物質（第1類物質、第2類物質）と、大量漏洩により急性障害を引き起こす物質（第3類物質、第2類物質のうち特定第2類物質）とがある。この他に、原則的に製造や使用などが禁止される製造等禁止物質が規定されている。</li> </ul>
特別管理物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定化学物質の第1類物質と第2類物質のうち、特にがん原性物質またはその疑いのある物質を特別管理物質とし、名称・注意事項などを掲示しその内容に従い取り扱うことや、空气中濃度の測定結果・労働者の作業状況・健康診断記録等を30年間保存することが求められる。</li> </ul>
ダイオキシン類対策特別措置法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダイオキシン類が人の生命や健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、ダイオキシン類による環境の汚染防止や汚染の除去等を目的に、基本となる施策の基準を定め、必要な規制・汚染土壌に係る措置等を定めることを目的とする法律。</li> </ul>

**特定施設**

- ・ 廃棄物焼却炉で火床面積の合計が 0.5 m<sup>2</sup>以上又は焼却能力が 50kg/h 以上の物。
- ・ 廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設又は湿式集じん施設で汚水又は廃液を排出する物。
- ・ 上記の施設を設置している事業所から排出される水の処理施設。

**有機溶剤**

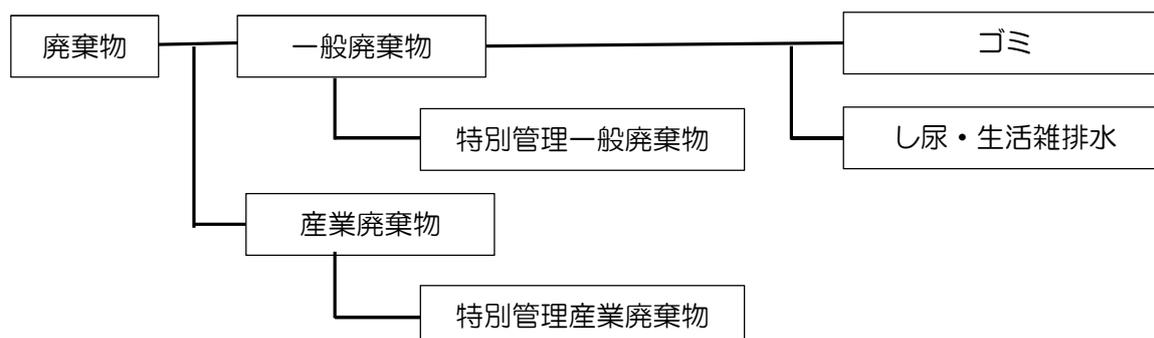
- ・ 有機溶剤とは、他の物質を溶かす性質を持つ有機化合物の総称であり、幅広く様々な職場で溶剤として塗装・洗浄・印刷等の作業に使用されている。常温では液体で、一般的に揮発性が高いため気化し作業者の呼吸を通じて体内に吸収され易い。また、油脂に溶ける性質があることから皮膚からも吸収される。
- ・ 有機溶剤等とは、有機溶剤又は有機溶剤含有物（有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物で有機溶剤を重量比で 5%以上含むもの）をいう。
- ・ 有機溶剤等は 54 種類に分類され、毒性により第 1 種～第 3 種に分類される。

**特殊健康診断**

- ・ 特殊健康診断とは、労働安全衛生法第 66 条に定められた健康診断で、じん肺法第 3 条に定められている健康診断を含む。労働衛生対策において特に有害であるといわれている業務に従事する労働者等を対象として実施する健康診断。

**廃棄物**

廃棄物は次のように区分される。



**産業廃棄物**

- ・ 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック、金属くず・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず・紙くず・木くず、その他政令で定められた廃棄物。輸入された廃棄物。

**特別管理産業廃棄物**

- ・ 産業廃棄物のうち、爆発性・毒性・感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じる恐れがある性状を有するものとして政令で定められたもの。
- ・ 印刷業では、廃溶剤（廃油）、廃液（廃酸・廃アルカリ）、グラビア廃インキ（廃油）、焼却灰、排水処理汚泥（汚泥）、廃 BCP（廃油）等がある。

**マニフェスト伝票（産業廃棄物管理票）**

- ・ 排出事業者が産業廃棄物の処理を外部の業者に委託する際に発行する伝票。マニフェスト伝票には、産業廃棄物の名称、数量、運搬業者名、処分業者名等の必要事項が記入され、産業廃棄物の流れの把握・管理に使用される。
- ・ 7 枚複写（A・B1・B2・C1・C2・D・E）になっており、排出業者は発行時の控えとなる A 票を保管する他、B2・D・E の各票を回収し、各票を揃えて 5 年間保管しなければならない。
- ・ A 票→排出事業者が保存、B1 票→運搬業者の控え、B2 票→運搬終了後に運搬業者から排出事業者へ返送、C1 票→処分業者が保存、C2 票→処分終了後に処分業者から運送業者へ返送、D 票→処分終了後に処分業者から排出事業者へ返送、E 票→最終処分終了後に処分業者から排出事業者へ返送。

- B2 票は運搬終了後 10 日以内に受領、D 票はマニフェスト交付後、産業廃棄物は 90 日以内、特別管理産業廃棄物は 60 日以内に受領、E 票はマニフェスト交付後 180 日以内に受領しなければならない。

#### 電子マニフェスト

- 産業廃棄物管理を紙の伝票を使わずインターネットを使用し電子的に行う仕組みが電子マニフェストで、事務の効率化・データの透明性・法令の遵守等のメリットがある。
- 排出業者だけでなく収集運搬業者・処理業者の登録が必要。
- 排出事業者に代わり情報処理センターが都道府県への報告を実施。

#### 専ら物

- 産業廃棄物又は一般廃棄物のうち、専ら再生利用される古紙・くず鉄・空きびん・古繊維をいう。
- 専ら物のみを再生利用で取り扱う業者は一般廃棄物処理業・産業廃棄物処理業の許可が不要となる。
- 再生に関し、国や自治体が指定する広域的再生指定業者・広域的処理業者・個別指定再生業者等に指定された業者は指定の範囲内では許可を必要としないで収集・運搬・処理を行うことができる。